

# 住宅市街地基盤整備事業の概要

住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏等の地域における住宅宅地事業の推進を図るため、これに関連する公共施設等の整備を行う事業について支援

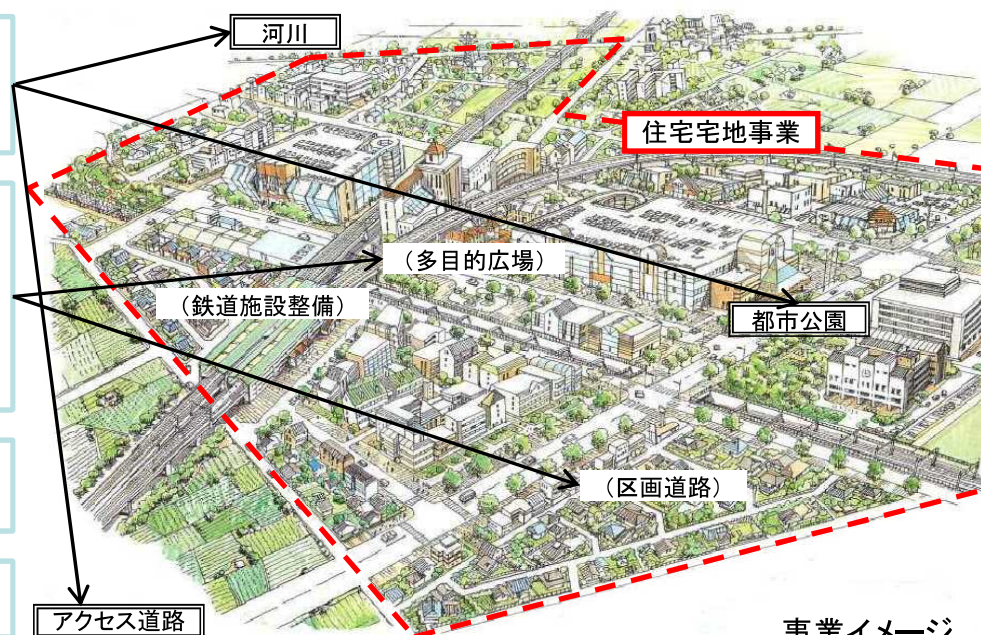
	土地有効活用タイプ	居住環境整備タイプ	団地再生タイプ
地域要件	重点供給地域 都市再生緊急整備地域等	全国のDID地区等における低層住宅密集市街地、市街化区域内農地等の介在地域 等	計画的に開発された住宅団地において良好な居住環境の形成を図る旨が計画等に位置付けられた地域
団地要件	公的住宅を含め概ね100戸 又は5ha以上	住環境要整備要件を満たし、概ね5年間に100戸又は5ha以上、当面50戸又は2.5ha以上	100戸以上の住宅に効果のある住宅ストック改善事業
対象施設	公共施設整備、居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備 公共施設用地取得		公共施設整備 居住環境基盤施設整備

① 公共施設整備〔通常の国庫補助事業と同じ補助率〕  
道路、都市公園、下水道、河川、砂防施設等

② 居住環境基盤施設整備〔4/10〕  
※限度額国費160万円／戸（原則）  
道路、下水道、多目的広場、公開空地、  
防災関連施設 電線類の地下埋設等

③ 鉄道施設整備〔1/2、1/3（間接補助）〕

④ 公共施設用地取得〔1/2〕



事業イメージ